

## 平成28年第2回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	平成28年6月7日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成28年6月7日	午前10時02分	
閉議宣告日時	平成28年6月13日	午前10時19分	
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長	大山 保	産業経済課長 吉岡友次
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長	山本忠浩
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成28年第2回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成28年6月7日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号から報告第6号及び議案第27号まで(一括上程)  
(提案理由の説明、質疑、委員会付託、ただし報告第5号及び  
報告第6号については報告のみ)

第4 議案第28号から議案第29号まで(一括議題)  
(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 報告第 1 号 川北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を  
求めることについて
- 報告第 2 号 川北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の  
報告並びに承認を求めることについて
- 報告第 3 号 平成 27 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を  
求めることについて
- 報告第 4 号 平成 27 年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 27 号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第 5 号 川北町土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 6 号 一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について
- 議案第 28 号 川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めること  
について

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 28 年第 2 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 02 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 13 日までの 7 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 報告第 1 号から報告第 6 号及び議案第 27 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 28 年第 2 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙の中、ご出席を戴き、誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況について少しご報告をさせていただきたいと思えます。

昨年は、景気の回復基調を受け、北陸では設備投資が高い伸びを示し、雇用情勢も、総じて良好な年であったかと思われます。

一方、年明け以降は、熊本地震の影響や円高の進行、そして新興国経済の減速による、企業業績への下押し圧力などから、日本経済の回復の足取りは、遅くなっていると言われております。

このような中であって、5 月 31 日に出納閉鎖を致しました、平成 27 年度の決算について申し上げますと、町税等をはじめとする一般財源が、当初に比較し増加致しましたが、「手取川濁水対策」に想定外の費用を要した為、平成 20 年度以来 8 年振りに、財政調整基金を取り崩しております。

なお、その他 6 つの特別会計は、それぞれ黒字で決算を結んでおります。

また、繰越明許を致しました 5 事業の内、「石川版 DMO 形成推進事業負担金」、「公有財産管理システム・固定資産台帳整備事業」、「情報セキュリティ強化対策事業」、そして「通知カード・個人番号カード関連事務交付金事業」は、既に事業に着手を致しております。

次は、平成 28 年度の事業についてであります。

防災行政無線につきましては、現在、親局のほか 21 箇所、屋外拡声子局の設置工事を実施している最中で、8 月頃から全家庭を対象に、戸別受信機の取り扱い説明と配布を行う予定であります。

また、「源泉ポンプ購入事業」につきましては、昨日 6 月 6 日、仮契約を締結致しました。

つきましては、本議会定例会の最終日に、「財産の購入契約について」を議案として、追加提出したいと考えております。

また、「工業用水道事業」についてであります。現在、経済産業省において、事業の「開始届出」の事前審査を受けている所あります。

今後の予定と致しましては、事業に係る「適合通知書」が届く 7 月頃に、関係する条例、予算などをご審議戴く為、議会臨時会の開催をお願いしたいと思っております。

それでは、6 月定例会に提案を致しました案件について、その概要をご説明致します。

先ず、報告第 1 号「税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

地方税法の改正に伴うもので、3月議会定例会に提出することが出来ませんでしたので専決し、事務の執行に支障を来さない様、措置したものであります。

内容の主なものとして、「固定資産税」の内、再生可能エネルギー発電設備に係る、課税標準の特例措置について、条項を追加し、減額措置の適用期限を、2年延長する改正であります。

また、新築住宅や既存住宅に対する税の減額措置について、見直しを行った上で、適用期限を、耐震改修住宅に係るものについては2年3カ月、その他については2年延長する改正で、本年、平成28年4月1日から施行致します。

次に、報告第2号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

行政不服審査法の施行に伴う所要の規定の整備で、改正後の条例の適用時期、内容について改めるものであります。

次に、報告第3号「平成27年度一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」であります。

平成27年度事業の内、「情報セキュリティ強化対策事業」、「担い手確保経営強化支援事業費補助金」など、合わせて5事業90,731千円が、年度内に完了致しませんでした。

この為、地方自治法第213条の規定に基づき繰越明許費とし、同法第179条第1項の規定により、専決処分を致しましたので、報告するものであります。

また、報告第4号は、これら5つの事業を繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月20日に繰越計算書を作成致しましたので、同項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第27号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」であります。

町の国民健康保険会計では、県内他市町に比べ、税率を低く設定し、国や県からの特定財源などを除いた不足分は、繰入金による町単独の財政支援を行って参りました。

国保制度改革により、平成30年度から、財政運営主体が県へ移行する予定で、先月、開催されました国民健康保険運営協議会において、税負担の公平性・均衡性の観点から、税率見直しの答申があり、これを受け、今回、改正を行うものであります。

その内容は、先ず所得割税率では、医療費分を0.5%、後期高齢者支援分と介護納付金分をそれぞれ0.2%引き上げますが、資産割税率の内、後期高齢者支援分を5%、介護納付金分は3%引き下げます。

また医療費分では、均等割を1千円、平等割を2千円引き上げ、試算による一人当たりの保険税増加額は、平均で年額4,623円となります。

もう一つは、地方税法の改正によるもので、課税限度額を見直し、医療費分と後期高齢者支援分をそれぞれ1万円、そして介護納付金分を2万円引き上げ、合計で85万円と致します。

一方、国保加入所帯の所得が、基準額以下の場合における国保税の軽減措置のうち、5割軽減・2割軽減の所得基準額等を見直し、軽減対象世帯の拡大を図る改正も行います。

いずれも、平成28年度以後の国民健康保険税に適用致します。

次に、報告第5号と第6号は、「土地開発公社」及び「余暇健康開発公社」の、経営状況の報告であります。

それぞれの公社における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

以上が、6月議会定例会に提案を致しました、案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

#### 《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、上程されております報告第1号から報告第4号及び議案第27号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております報告第1号から報告第4号及び議案第27号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第4号及び議案第27号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第4 議案第28号から議案第29号までを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、人事案件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第 28 号「公平委員会委員選任につき同意を求めることについて」であります。現在委員の山本栄さんは、本年 6 月 30 日で任期が満了致しますが、高齢を理由に再任を辞退されております。

その後任につきまして慎重に検討致しました結果、新たに畔地勇夫さんを選任したいと思っております。畔地さんは、人格と識見を兼ね備えた方であり、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により提案するものであります。

次に、議案第 29 号「固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」であります。

現在委員の宮田 禊さんも本年 6 月 30 日で任期が満了致しますが、高齢を理由にこの方も再任を辞退されております。

その後任につきまして慎重に検討致しました結果、新たに吉岡正美さんを選任したいと思っております。吉岡さんも、人格と識見を兼ね備えた方であり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により選任するものであります。

以上 2 件の人事案件について、同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

#### 《質疑・討論省略》

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

只今、一括議案となっております議案第 28 号から議案第 29 号までについては、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

#### 《採決》

◇議長 山先 守夫

これより、採決致します。

まず議案第 28 号「川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、着席下さい。



起立全員です。

議案第 28 号「川北町公平委員会委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に議案第 29 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい、着席下さい。

起立全員です。

議案第 29 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《閉議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了致しました。

したがって、明 6 月 8 日から 6 月 12 日までを休会とし、6 月 13 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 19 分)